

We よこそすか

神奈川県議会議員



安川有里

やすかわ ゆり



大阪市生まれ、横須賀市浦賀在住

早稲田大学教育学部卒業後、フリーアナウンサー、ディレクターとして活動
結婚後は個別指導の塾講師として小学生～大学受験までを指導（社会・英語）

- ・県民企業常任委員会委員 美しい環境づくり審議会委員
- ・横須賀三浦稲門会常任幹事 NPO 法人横須賀港湾防災支援会会員
- ・認知症サポーター「キャラバンメイト」 こども若者応援団 団員
- ・BBQ 連盟認定エキスパート 趣味：クイズ ハワイアンキルト テニス

Topics ♥給与・報酬などについて ♥神奈川県手話言語条例 ♥ヘイトスピーチの意見書



そうだ！おばちゃん県議に聞いてみよう！⑤ ~第3回定例会（12月）について~

12月25日、補正予算案や議案等が採決され、神奈川県議会が閉会しました。代表質問、一般質問のほか、今回は52議案、11の意見書案等が議論されました。注目の議案・条例・意見書は何ですか？



給与・報酬などについて



私たちの会派は、52議案のうち給与・報酬に関する11議案に反対しました。その理由は2つ。

①県財政が厳しい中、昨年4月まで遡って給与を引き上げることや、人事委員会勧告の算定基準対象企業が従業員50人以上の会社を対象としていること。県内の企業の96%は50人以下の中小企業であることを考えると、人事院勧告の算定基準対象企業を根本的に見直す必要があると考えます。



（維新の党神奈川県議団）

②県議会議員の今回の期末手当の増額は、「県財政の危機的な状況等を踏まえ2013年4月から2015年3月までの2年間にわたり、議員の報酬と期末手当を削減することを決めている議会の合意」と整合性がとれません。消費増税を先送りしなければならないほど厳しい社会・経済情勢を勘案すれば議員の報酬や手当を増額する状況にはありません。以上の事から、給与・報酬等の議案については反対をしました。（しかし、議会は数の原理が働きます。採決の結果、賛成多数で議案は可決しました。自民・民主・公明・県政が賛成、他会派は反対）

★この記事はダイジェスト版です。全文はブログに掲載しています。

[裏面につづく→](#)

今年の私の活動テーマは『おばちゃん県議のわくわく大作戦』

2015年1月2日、3日に開催された第91回箱根駅伝で、青山学院大学が箱根駅伝出場20回目にして、往路・復路ともに制し、悲願の総合優勝を成し遂げました。総合記録は驚異の10時間49分27秒でした。報道では、記録はもちろんの事、原監督の10年間に渡る采配と選手の笑顔に注目が集まりました。あんなに苛酷な箱根駅伝のレースなのに、走り終えた選手たちは笑顔でこう言いました。「やばい！めっちゃ楽しい！」。

今年の青学は「わくわく大作戦」がテーマ。「長距離のイメージの厳しい、つらいだけではなく、楽しくやりたかった」（原監督）。青学の選手は、自らが楽しんで、「わくわく」して東京～箱根間を走りました。（もちろん、スタート前までの日々の努力があってこそですが。）その走りを見ていた私たちも、わくわく楽しくなりました。今後、青学に進学したい受験生がますます増えると期待されています。

この箱根駅伝での青学の走りを見ていて、今の政治に足りないものがあると感じました。それは「わくわく感」。政治と駅伝を一緒にするなんて…と箴言されそうですが、本来、政治は自分たちの未来を創るエキサイティングなもの。政治に不信感やあきらめ感がある今だからこそ、「わくわく感」がとても大切だと思います。私たち議員が、「わくわく&笑顔」で活動をしていれば、議会も活性化し、それを見て政治に興味をもって下さる方が必ず増えていくのでは？と思います。

毎年楽しみにしている駅伝で青山学院大学の清々しく感動的な活躍を見て、私の今年の活動テーマは「おばちゃん県議のわくわく大作戦」と決めました。どんな難題に対しても明るく前向きに私自身の信念を貫き通して活動していきます！





神奈川県手話言語条例～県民の声から生まれた条例～



県議会定例会の最終日に「**神奈川県手話言語条例**」が議員提案され全会一致で可決しました。

ろう者は、障害が外見では分かりません。例えば、緊急事態の時、放送されている事すらわからず不安になるのに、周りの方にはその不安が理解出来ないなど、皆さん日常生活に不便を感じていらっしゃると思います。そんな時、ろう者以外の人が手話を使って、今の状況を説明出来れば、不安を払拭する事が出来ます。

県議会での「手話言語条例」可決に話を戻します。
(この条例採択は県としては全国で2番目になります。)

条例制定のきっかけとなった陳情には5万4千筆を超える署名が添えられていました。本会議当日もたくさんの傍聴がありました。「当事者の皆さんの運動がもたらした、議会を動かした」その変化を実感しました。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、「手話」は言語として明確に位置づけられています。条例においても「手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。」とされています。

条例の第8条「手話推進計画」について、昨年「手

話言語条例」を全国に先んじて制定した鳥取県では、条例に基づき当事者団体の方々と委員として参加した協議会を設置し、その意見を聴きながら計画の策定にむけて、議論が進められています。神奈川県においても、手話推進計画の策定等の際には、当事者の意見を反映できるような方策を検討する必要があると考えます。

この条例は、自民・公明・県政の3会派から提案があり、私たちも勉強会や当事者の方との意見交換会に参加した上で、本会議で質疑応答を行いました。

計画策定について提案者のしきだ県議からは、「障害者権利条約に関する運動展開に際し、各国の多くの障害者が使っていた言葉、**“Nothing About Us Without Us”**=『私たちのことを、私たち抜きに決めないで』という言葉にあるように、当事者参加の観点は、極めて重要であり、幅広い県民のご意見が計画に反映される仕組みを構築したい」との答弁がありました。

この条例制定は共生社会への第一歩です。手話独自の「語彙と文法体系」への理解を深め、広く普及していくためにも、手話推進計画を着実に策定・遂行し、条例制定への県民の運動がもたらした効果を持続させ、さらに大きく育てていくことが必要だと考えています。

★この記事はダイジェスト版です。全文はブログに掲載しています。



ヘイトスピーチの根絶に向けて対策を求める意見書



特定の民族を差別し、排斥をあおるヘイトスピーチを禁止する法整備を国に求める「**ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を求める意見書**」を全会一致で可決しました。

ヘイトスピーチとは、国籍や人種、宗教など特定の属性を持つ集団への暴力や差別をあおったり、侮辱したりする行為です。報道やインターネットでヘイトスピーチを見聞きし、嫌な気分を味わった事がある方も多いと思います。

日本に直接規制する法律はありませんが、ドイツは刑法でナチスのユダヤ人虐殺を否定する言動を禁じており、英国やカナダには規制法があります。

ヘイトスピーチをめぐるのは、国連人種差別撤廃委員会から禁止法の整備を求める勧告がなされています

が、県内でも横浜や川崎市内で差別的な街宣活動が繰り返されているのが現状です。

神奈川県は県民の57人に1人が外国籍です。それぞれの個性を尊重する多文化共生社会の実現に取り組んできた県の歩みをふまえた上で、「人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、こうした問題が生じていることは極めて遺憾である」と、禁止法の制定や根絶に向けた対策を国に求めています。

意見書案は、私の所属する県民企業常任委員会からの提出でした。委員会では「**ヘイトスピーチを放置するのは県が目指す多文化共生の理念かけ離れている。差別はいけないというメッセージを社会に発信するのは政治の役目である。**」と、全委員一致で可決されました。

1月9日、県庁で「議員と県幹部との新年賀詞交換会」が行われました。恒例の知事と議長を囲んで女性議員が記念撮影。

神奈川県議会は、議員定数が107名、男性議員が93名（現在7名欠員）、女性議員は14名です（**女性の割合は約13%**）。人口の割合は男性・女性はほぼ同数ですが、まだまだ議会では男女の比率が極端に偏っています。

神奈川県では、女性議員が会派を越えて交流し、勉強会や視察、意見交換会などを活発に行っています。その成果を活かし、今年も14人でしっかりと活動していきたいとみんなで誓いました。



安川有里（やすかわ ゆり）政務活動事務所（京急久里浜駅前）

〒239-0831 横須賀市久里浜4丁目5-4 久里浜ビル3F TEL/FAX 046-838-3389

安川有里

検索



ホームページで『議員活動の見える化』に挑戦！ブログをはじめ SNS 随時更新中！